

2023年4月1日

榊井筒屋

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
「一般事業主行動計画」の策定について

当社は、これまで女性社員がマネージャー以上の役職者として活躍できる雇用環境の整備を行って参りました。今回も引き続き、女性がさらに活躍できる環境を整備することに加え、男女問わず仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境を実現するため、次のように「一般事業主行動計画」を策定しましたのでお知らせいたします。

1. 計画期間：2023年4月1日 ～ 2028年3月31日

2. 目標と取組内容：

- ① 「マネージャー職以上に占める女性の割合を35%以上とする。」
 - ・階層別マネジメント研修の実施（2023.6～）
 - ・異業種交流や専門知識の深耕を目的とした各種社外セミナーへの派遣（2023.5～）
 - ・自己申告による今後のキャリア形成に向けての面談の実施（2023.10～）
 - ・労働者に対する育児・介護関連の情報提供、及び男性社員の育児休暇取得の促進（2022.10～）
- ② 「年次有給休暇年間平均消化日数を10日とする。」
 - ・全従業員の有給休暇付与日を統一（3月1日付与）（2023.3～）
 - ・年次有給休暇取得状況のタイムリーな進捗把握（2023.3～）
 - ・定期的な従業員代表者との意見交換会の実施（2023.9～）

3. 女性活躍及び職業生活と家庭生活の両立の現状に関する情報公表

管理職に占める女性の割合・・・・・・・・・・29.6%（2023年3月1日現在）

年次有給休暇年間平均消化日数・・・・・・・・7.4日（2022年度）

以 上